

## 年金振込通知書

(振込予定日) 年 月 日

年金の制度・種類	年金	振込先 ※1
基礎年金番号・年金コード	受給権者氏名	

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額 ※2

	令和 年 月から 令和 年 月の 各期支払額	令和 年 月の 支払額	令和 年 月の 支払額	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額	円	円	円	円
介護保険料額 ※3	円	円	円	円
※3	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円
個人住民税額 ※3 および森林環境税額	円	円	円	円
控除後振込額	円	円	円	円

※1 支店には、支店のほか、支所、営業所、出張所等が含まれます。

※2 支払額の変更が予定されている方は、令和9年4月までの記載がありません。

※3 8月以降の介護保険料等は、6月と同額を表示しておりますが、実際に特別徴収される額は、市区町村が発行する決定通知書に記載の金額となります。詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

印影

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

## 年金振込通知書の注意事項等

I 振込予定日 振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

支払月（振込）	6月	8月	10月	12月	2月	4月
支給対象月	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分	12月分 1月分	2月分 3月分

## I 注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月支払期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 年金から特別徴収する額や振込額、振込先などに変更がある場合は、そのつど「年金振込通知書」をお送りします。
- 上面の「年金振込通知書」の「年金支払額」欄に「#」印が表示されている場合、遅延特別加算金が含まれています。

## I 年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、個人住民税および森林環境税を特別徴収しています。
- 国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料の納付方法の変更については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

! 年金から特別徴収する保険料等の金額については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。